

社団法人静岡県建築士会
会長 西山 昌行 様

静岡市長 田辺 信宏
(都市局都市計画部都市計画課)

静岡市屋外広告物条例等の一部改正について (依頼)

寒冷の候、貴会におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、日頃から、本市屋外広告行政にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、新東名高速道路の平成 24 年度開通予定に伴い、下記のとおり、静岡市屋外広告物条例等を改正し、屋外広告物規制地域の見直しを行いました。

つきましては、パンフレット (改訂版) を送付させていただきますので、会員の皆様にお知らせください。

今後とも、良好な景観形成に向けた取り組みについて、ご協力をお願いいたします。

記

- 1 改正の概要 新東名高速道路とアクセス道路 (井川湖御幸線・山脇大谷線) の一部区間とその周辺地域を、原則として屋外広告物を禁止する地域 (第 2 種特別規制地域) とします。

※第 2 種特別規制地域とする区間・区域

路線名	区間	区域
新東名高速道路	全区間	道路から 500 メートルの範囲 (トンネルの区間を除く)
(主)井川湖御幸線	山脇大谷線との交差点から 市街化区域境界 (松富上組と松富四丁目の字界)	
(主)山脇大谷線	新東名高速道路の新静岡 I C から 国道 1 号静岡バイパス千代田上土 I C	

- 2 施行日 平成 23 年 11 月 1 日

- 3 経過措置 静岡市屋外広告物条例第 8 条第 1 項及び第 2 項の規定により、今回の改正により新たに規制対象となった地域及び規制地域が変更となった地域に、現に適法に表示等がなされている広告物については、この改正によって特別規制地域となった日から起算して 3 年間は、改正後の条例等の規定に関わらず、引き続き表示等を行うことができます。



〒420-8602
静岡市葵区追手町 5 番 1 号
静岡市 都市局 都市計画部
都市計画課 都市景観推進担当
TEL:054-221-1123 FAX:054-221-1117
E-mail:toshi@city.shizuoka.lg.jp